

おかだ耕一

後援会会報
No.26
2005.4.15

http://www.ko1.org/ E-mail:okada@ko1.org

発行/おかだ耕一後援会事務局

豊田市宝来町4-758-141

TEL/090-1780-4498 (番号通知のみ受信)



新豊田市の議員としての責任

桜も開花し、心地よい季節になりました。日頃は議員活動、後援会活動に対し、格別なるご理解、ご支援を賜りありがとうございます。

市議会3月定例会は、3月4日から22日までの会期で開催され、17年度当初予算等重要な審議がされ、議案のすべてが可決されました。また、今回から一般質問の一問一答式が導入され、より緊張感のある議会となりました。

そして、4月1日から豊田加茂7市町村が合併し、新豊田市として新たなスタートを切りました。私も人口40万人、面積918km²と愛知県の6分の1を占める広大な面積を有する新豊田市の議員として重責を感じています。今後とも皆様からご指導をいただきながら精一杯活動してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

豊田市議会議員 岡田耕一

病児保育が始まります

岡田議員が継続して取り組んできた病児(病後児)保育が17年度から市の事業として小児科医院併設型で開設されることになりました。市が事業の必要性を認識し、医師会から推薦を受けた民間医療機関と連携し、実施されます。開設されるのは東山町のすくすくどもクリニック「病児保育室 すくすくの森」です。17年度後半から開始予定であった丸山保育園の病後児保育はこの保育室での利用状況を見て再検討するそうで、当面は延期の予定とのこと。このような事業が実施される背景として、家族構成や勤務等の事情で親が病気の子どもの看病をしたくてもできない現実があります。



「病児保育室 すくすくの森」外観



「病児保育室 すくすくの森」での保育風景

映画「1リットルの涙」上映会

市政改革とよた市民の会(代表:おかだ耕一市議)が、医療問題の連続市民講座の一環として映画「1リットルの涙」を上映します。

開催日:17年7月2日(土)
会場:豊田産業文化センター
小ホール

第1部 10:00~11:40

第2部 13:30~15:10

入場料/大人 1,000円
中・高生 500円

お問合せ先

市政改革とよた市民の会
岡田 耕一 090-1780-4498
小林 収 80-5323



とよた市民の会 無料法律相談のご案内

開催日/5月14日(土)・6月11日(土)・7月9日(土)

時間/いずれも午後1時30分~3時

場所/豊田産業文化センター4階にて

お問合せ 豊田市議会議員

おかだ耕一 090-1780-4498

弁護士に無料で相談できます。予約制ではありませんので、しばらくお待ちいただくことがあります。ご了承下さい。あわせて、行政相談も実施しておりますのでお気軽にお越し下さい。

小林おさむの ちよつと一言



アジア太平洋みどりの京都会議

2月11~13日、「アジア太平洋みどりの京都会議2005」に参加した。この会議は、2月16日に「地球温暖化を防止するための京都議定書」が発効するのに標準を合わせて、京都で、アジア太平洋地域の緑の党や、環境問題に取り組んでいるNGOの代表が集まったもので、結果として、23カ国と4つの地域から約100名の海外参加者があり、国内から約300名の参加者を得て、成功裡に終わった国際会議だったが、残念ながら中国からの会議への参加はなかった。

京都議定書関連の議論では、当然のことながら、自国のエゴだけで議定書をぶち壊そうとしているアメリカと、急速にエネルギー消費大国になろうとしているのにもかかわらず、発展途上国であることを理由に議定書に参加しようしない中国への批判が

強かった。

私にとって最も印象的だった発言は、ポリネシア緑の党の女性代表の訴えだった。ポリネシアは、オーストラリアと南アメリカ大陸とのほぼ中間に位置する島々からなり、彼女は、仏領ポリネシアであるボラ・ボラ島の出身だった。彼女によれば、ポリネシアでは25万人の人口のうち、30%の人が、海面上昇による水没の危機に曝されており、居住地移動の具体的な計画の検討に入っている。すでに漁業においては、海面上昇が原因と思われる魚種の大きな変動が発生しているという。

彼女は現状を説明した後、こう結んだ。「私たちが何をしたと言うのか。私たちは、いままでと同じく、平和で平凡な生活をしてきたに過ぎない。海面上昇は、私たちが全く預かり知らないことが原因で生じた。その原因をつくった日本などの先進国が、新しい居住地づくりのインフラ整備に援助をすることは、当然の義務ではないか」と。国内参加者も含めて、大きな拍手が起こった。

(元愛知県議会議員 小林おさむ)

1、住民基本台帳の不適正閲覧の防止について

(答弁は岡田市民部長)

不当な大量閲覧をいかに防ぐか

現在、ダイレクトメール(以下、DM)送付等を目的とした住民基本台帳からの大量閲覧による個人情報流出が安心、安全の観点で多くの市民に影響を及ぼしている。そもそも、住民基本台帳法11条の1項「何人でも閲覧の請求をすることができる」という条文に問題がある。自治体のなかには住民基本台帳法11条の3項「不当な目的によることが明らかとなし、不当な目的に利用されるおそれがあるときは請求を拒むことができる」の不当な目的を「業者などが閲覧し、名簿を作成し、その名簿が流通することを含む」と解釈し、不適切な大量閲覧を防止しているところも増えている。また、先日は、県内でこの法を悪用して母子家庭を探し出し、卑劣な犯罪を行うという事件が発覚した。10数件の余罪もあるという。残念でならない。私も平成12年以降、不適正閲覧の問題を何度か取り上げているが、なかなか進展がない。先進的な自治体同様に市民にとって安心・安全な方策をとることを期待する。

住民基本台帳閲覧状況			
	平成14年度	平成15年度	平成16年度・1月末
閲覧件数	86,455件	86,853件	51,364件
延べ閲覧者数	250人	260人	162人
手数料収入	12,968,250円	13,027,950円	7,704,600円

許せない!市民の情報を売る豊田市

質問 閲覧は1人あたり150円、営利企業に市民の情報を流出することで市は手数料を得ている。この現状をどう認識するか。

答弁 閲覧の主な目的は、通信教育講座の案内、学習教材の案内、結婚情報、金融機関など、事業者による正常な社会的経済活動と認識している。

質問 DM送付等のための名簿作成を目的とした閲覧は、不当な目的と認識していないか。

答弁 住民基本台帳の閲覧は、住民基本台帳法11条の1項「何人でも閲覧の請求をすることができる」と規定される国民の権利である。しかし第1項の請求が、不当な目的によることが明らかとなし、または閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れがあること、その他の請求を拒む相当な理由があるときは、当該請求を拒むことができる。DM送付等を目的とした閲覧は、不当な目的に当たらないと、総務省自治行政局の見解とされており、豊田市としては、この見解に沿って事務を遂行する。

熊本、佐賀にできてなぜ豊田でできない?

質問 同じ中核市の熊本市では、住民基本台帳に記録されている個人情報に不当な目的に利用されるのを防止するため、台帳の閲覧や住民票の写しの交付を制限する条例「住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例」を昨年8月1日から施行。この条例では、DM送付のための名簿作成が目的の、住民を特定しない閲覧は、不当な目的として閲覧を制限している。熊本市に確認したところ、DM目的の住民を特定しない閲覧は平成14年度17件、15年度26件、16年度は条例施行前まで11件あったものが、条例施行後は全くなかった。佐賀市でもこの3月定例会で同様の条例を上程している。このように自治体レベルで、その気になれば、住民基本台帳の不適切な閲覧を防止する条例制定は可能

だと思う。本市でも同様の条例制定の考えはないか。

答弁 「閲覧」は、住民基本台帳法で認められた権利であり、その権利を否定するような考えは持っていない。このような条例は法律に抵触する恐れもあると考える。地方自治法第14条にあるように、条例は、地方公共団体の事務に関して、法令に違反しない限り、制定できると理解している。



市民の情報が流出している住民基本台帳

質問 私は、熊本市の条例を総務省がどう判断されているか聞いた。すると「熊本市のように自治体が定める条例を個別に指導することはない」と言っている。平成17年2月14日、自治行政局市町村課長通知で総務省は「閲覧より取得した情報をもとに、名簿を作成し、販売することを目的とした閲覧の請求を、不当な目的に利用される恐れがあるとして、請求を拒否して差し支えないか」という質問に対して、「見込みのとおり、従来から、住民の住所、氏名等を転記して、住民名簿を作成し、これを不特定多数のものに、頒布、販売するような行為を行う恐れがあると認められる場合の請求は、不当な目的にあたり、請求を拒むことができる」と言っている。それでも本市では名簿作成等を目的とした住民を特定しない閲覧を不当な目的と考え直すつもりはないか。

答弁 住民票の閲覧ではなく、その閲覧により業者が名簿を作成し、不特定多数に情報を提供することは、不当な目的となる。

市長に市民情報を守る意志なし?

質問 身近で大変な事件が起きているにもかかわらず、全くお役所的な答弁だ。これは、政治的な判断が必要だと思う。ぜひ市長の見解を聞きたい。市長、見解は。

答弁 (市長答弁なし。部長同趣旨の答弁の繰り返し)

質問 条例制定の考えがないようだが、それなら条例ではなく、東大阪市、高槻市はじめ、いくつかの自治体で設置している要綱、規程等で住民を特定しない閲覧を制限する考えはないか。

答弁 閲覧は、住民基本台帳法で定められた権利であり、これを否定するような要綱等も、法律に抵触する恐れがあると考えられる。要綱等を設置する考えはない。

ストーカー行為、DV対策の条例化を

質問 豊田市では、ストーカー行為、DV対策として「配偶者暴力等被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱」を4月1日に施行予定である。熊本市では同趣旨の条例制定をしている。私は要綱ではなく、条例化すべきと思っている。今定例会でも今まで要綱だったものを条例化する議案がいくつかある。なぜ、条例ではなく、要綱なのか。

答弁 早急にDV等被害者支援の対応ができる方策を整える必要性から要綱対応とした。今後、他市の状況も見守り、施策展開の中で条例が必要と判断すれば条例化もありうる。

2、広域にわたる産廃処理事業者問題について

(答弁は愛知環境部長)

豊田市成合町で産業廃棄物最終処分場を経営していた宮川興業(株)が、昨年9月、豊橋市内に設置している産廃最終処分場の汚水を処理せず放流して、「廃棄物処理法」違反で、同社の役員ら2名が逮捕された。報道によると、豊田市や田原市の施設から、豊橋市にある同社施設に搬入した汚泥水、約345kℓを浄化処理をせず、違法に設置したパイプを使い、近くの川に流し、汚泥水は、約500m下流の太平洋まで流れ出していた。この逮捕を受け、宮川興業は御船町での産廃最終処分場の設置計画を取下げ、また、本市も本年1月5日、宮川興業に対して産廃の処理業および収集運搬業の許可を取消した。私は、数年前から豊橋市内の市民グループや豊橋市議と連携し、この不適切な汚泥水処理を市当局に指摘してきたが、「豊橋市内では問題がない。優良企業である」という見解で他人事として市はまったく取合わなかった。この数年間のたれ流しを消すことはできないが、不適正事業者の営業許可が取消されたことは良かった。



豊橋市の宮川興業の処分場

質問 本市は本年1月5日、宮川興業に対して産廃の処理業および収集運搬業の許可を取消した。しかし、営業取消の前日である1月4日に、グループ企業である(株)日邦に処理業、収集運搬業の許可、ならびに宮川興業の施設譲り受けの許可も本市が与えている。私は、この許可を与えたことに対して大きな疑問を持つ。役員逮捕が昨年9月14日なのに営業取消が3ヵ月以上も後だが、なぜか。

答弁 市は、当該逮捕事実をもって、宮川興業が欠格要件に当たると判断し、施設および営業許可の取消手続きに入る予定だった。しかし、宮川興業は、豊田市以外に、愛知県、豊橋市においても許可施設を有し、産廃の処理業を行っていたため、豊田市が、取消処分を行った場合、両自治体の許可にも影響が出る恐れがあった。このような場合は、環境省から、行政処分を行う場合など「他の都道府県知事からも、許可を受けている場合には、関係する都道府県と処分の内容、時期について、十分に調整されたい」と通達されている。これは、各自治体ごとに処分内容や処分時期が異なった場合、公平性が保たれなくなる恐れがあることから、環境省が指導している。したがって豊田市独自で行政処分の判断を行う場合は、通常1ヵ月ぐらいの間に処分を行うが、今回の宮川興業の行政処分については、通達に基づき、県や豊橋市と協議を行ったため、取消までの期間が長くなった。

不適切な営業譲渡を許すな!

質問 私は、宮川興業と日邦の2社は、関連企業であり、欠格要件にも該当すると思う。日邦の登記簿を確認すると宮川興業の役員であり、日邦の役員でもあった数名が、平成16年7月20日付で退任したことになっており、同日、別の者がそれぞれ就任している。しかもこの役員変更登記がなされたのは役員逮捕後の平成16年9月28日である。この一連の流れの中で2社の役員構成が同じであれば、日邦も営業許可を取消される可能性があり、それを逃れるために同社と県、豊田市、豊橋市で話し合った末にこうした工作が行われたと言わざるを得ない。こうした事が許されるのであれば、悪徳産廃業者は、いくつもの別会社を作り、本体企業が違法な行為を行い、欠格要件で、営業許可を取消されそうになっても役員を入れ替えた別のグループ企業が、事業を引き継ぐことになってしまう。こんなことは許されるべきではない。今後もこうした事例を許すのか。

答弁 今後も環境省の通達に基づく他の自治体との協議は行わざるを得ないと考えるが、豊田市または他の自治体において、生活環境の保全上の支障や市民生活への影響などを考慮して、市として最善の判断をしていきたい。



宮川興業の事業を引き継いだ日邦

3、(仮称)水辺ふれあいプラザ整備構想について

(答弁は萩原建設部長)

この施設の整備のねらいは、「環境の時代を迎え、市民、とくに次世代を担う子どもたちの自然への関心と人間形成を養う。また、水辺ふれあいプラザを『水辺の環境学習施設』の拠点として位置づける」となっている。そして、「川の自然を体感する学習拠点」「川の自然を活かしたふれあい交流」を基本的な考え方として猿投地区の亀首町に約10億円といわれる総事業費をかけ、2haを整備する予定。私も整備のねらい、基本的な考え方にはおおむね賛成だが、なぜ、この地なのか、また、なぜ、これだけの費用が必要なのか、理解できない。

質問 基本計画、基本設計での総事業費、用地費、造成費、アユ種苗センター、川の交流館等、それぞれの整備費の内訳は。

答弁 総事業費は概算で約10億円を見込む。内訳は、用地取得費が約6億円、造成費が約3億1,000万円、川の交流館建設費が約7,000万円、河川事業は約2,000万円である。アユ種苗センターの施設整備費は、矢作川漁協が事業の主体であり、漁協の費用負担で整備する。

質問 このプラザの位置づけを確認する。施設は猿投地区の拠点施設か、現豊田市域の施設か、新市全体の施設か。

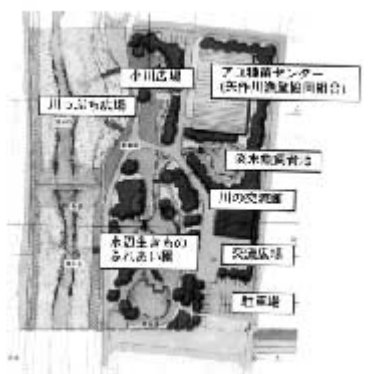
答弁 希少化したメダカや市指定の天然記念物であるウシモツゴやカワバタモロコの飼育、繁殖するための施設も計画しており、現市域での貴重な体験型水辺環境学習の拠点と位置づける。

質問 現豊田市域での拠点施設というが、合併すれば新市域で環境に触れ合える場合は、増えるのではないかと。また、川の駅構

想もある。現市域内にこのような施設整備の必要性があるのか。
答弁 合併後の豊田地域においても川と一体となった体験型の環境学習として、子どもたちが、安全に利用できる、このような施設は必要と思う。

計画には市民の声を

質問 市では現在、重要な事業を計画する際には市民へのパブリックコメントを実施し、私も一定の評価をしている。しかし、総事業費で約10億円もかける本施設整備にパブリックコメント実施の当初計画はないという。16年度に、基本設計まで終わった今、私は、パブリ



ックコメントを実施し、市民の声をきくべきと思う。当初の予定どおり本当にパブリックコメントを実施しないのか。

答弁 平成17年度に実施設計を策定するなかで、基本計画の意見や利用方法、ソフト施策など、幅広く意見を集約するため、今年度早期にパブリックコメントを実施する予定。

質問 当初予定になかった市民へのパブリックコメントを実施するというので大変うれしく思う。ぜひ、市民の皆さんからの声を尊重した施設規模、立地を考えていただきたい。そこで確認の意味で再質問する。もちろん対象者は新市の全市民か。

答弁 そう考えている。

ここが聞きたい！ 議員？ 豊田市政？

*ここでは、一般的な議員、市議会、また豊田市政に関する質問におかだ耕一市議が答えていきます。

3月議会では議員報酬増額の議案が出され、岡田議員は賛成したと聞きました。このご時世に議員報酬の増額はいかなものか。

コメント 3月定例会では費用弁償（本会議、委員会出席すると1日につき5,000円支給される）の廃止、議員報酬の増額（月額586,000円から615,000円に）が議案上程され、私も会派でそろって賛成しました。議員を含む特別職の報酬の見直しは2年ごとに報酬等審議会で審議され、それを議会として議決します。

今回はこの審議会での議論に先立ち、私は所属している議会活性化推進特別委員会の「議員報酬・政務調査費・費用弁償」に関する議論のなかで次のような主張をしました。「まだまだ景気浮揚感の乏しいなか、議員報酬の増額は、市民理解が得られない。活動費が議員の生活を圧迫しているのなら市民にとって透明度の高い、政務調査費を上げるべきである」として

「①議員報酬は据え置く（議員活動費は、政務調査費でまかなえるように）。②期末手当は、加算額を廃止して計算する（報酬月額×3.3ヵ月×1.45→報酬月額×4.785）。③政務調査費は、広報・広聴費、海外視察等への用途も追加する。④議員報酬から議員活動費が支出されている現実を考慮し、政務調査費は、市民の理解が得られる程度の支給額に変更する。⑤費用弁償は原則廃止。ただし、合併後の旭、稲武等の遠隔地選出議員の交通費は1,000

円～2,000円程度の支給を検討する」と主張をしました。しかし、特別委員会の提言は、次のとおりとなりました。

「①議会の権能向上の視点から適切な報酬額の設定が必要。②議員の専門職化（专业化）の視点から適切な報酬額の設定が必要。③報酬・政務調査費・費用弁償の合計額との比較検討が必要。④政務調査費の使途基準は現行のまま。⑤会報誌発行や人件費等、他市の使途に見られる費用は、報酬として支出すべき。⑥議員報酬に一本化するという視点で費用弁償は廃止すべき」この報酬増を見越したまじめに、私は反対したものの特別委員会としてはこれを提言としました。私は、今回の議員報酬増額には否定的でしたが、「月額615,000円、年額約1,000万円の報酬があるのなら、今の仕事を犠牲にしてでも議員を目指そう」と思っていた能力とやる気のある方が増え、次回の選挙では多くの方が立候補される事を期待し、賛成しました。そして、私は、報酬に見合った活動をしているか皆さんに判断いただき、報酬以上の働きをしていると評価いただけるよう今後も頑張ります。ちなみに私の場合、報酬、期末手当（賞与）増額分から費用弁償や所得税等の増額分を単純に差引いたところ年額約6万円増となりました。

一般に天下りが問題となっています。そこで質問です。豊田市職員の定年は60才と聞いていますが、その後の天下りは実際行なわれていないのでしょうか。暴力団との癒着など豊田市にはほとんど嫌気がさしています。ただでさえ、給料が多いと聞いていますが、そのうえ、定年後も天下りとなったら市民は怒ります。第3セクターや関係団体へもふくめて行なわれていないか教えてください。

コメント この3月に定年された職員の方々の中にも交流館長や文化振興財団の施設長、体育協会の常務理事等、豊田市が出資する財団法人等の要職に就かれる方々も多数います。岡崎市では市職員の天下りを廃止する方向との報道もありました。私もこうした関係機関への市職員の再就職は問題ありと思っています。この3月定例会では会派を代表して外山議員が市職員の天下り問題を代表質問されましたが、鈴木市長は「先方から要望があり、それに応えている」という答弁でした。私もこの問題に対しては今期中に1度は一般質問で取り上げる予定です。

しかし、単なる名誉職ではなくて、一般職員として再雇用される再任用は否定しませんし、環境行政に携わってきた職員OBが悪徳産廃業者へ再就職する可能性などを考えると有能な人材を関係機関にとどめておくことも必要かもしれません。難しい問題です。

3月に定年された職員の方でも関係機関に再就職されない方も多数いるように、私は、民間企業で定年退職された方同様に市役所を退職された方も天下りと言われない形で再就職され、長年培った知識、経験を活かして、ご活躍されることを期待します。

おかだ耕一後援会収支報告 平成16年1月1日～12月31日の収支報告です
平成17年2月9日 県選挙管理委員会報告済

収入の部		支出の部	
収入先	金額	支出先	金額
15年からの繰越額	756,353	備品・消耗品費	12,348
寄付		機関紙の印刷費	629,029
個人（延べ14名）	70,000	機関紙の郵送費	395,051
岡田耕一	1,000,000	事務所費	400,525
土地賃借料	88,000	光熱水費	28,930
預金利子	5	その他	37,800
収入合計	1,914,358	支出合計	1,503,683
		17年への繰越額	410,675

多くの皆様からのご寄付ありがとうございました。

おかだ耕一を支えるカンパは下記へお願いいたします

UFJ銀行 豊田支店（普通） 1113815 岡田耕一後援会

カンパいただいた方は通帳にはお名前しか表示されません。お礼を申しあげたいため、ご一報下さるようお願い致します。

おかだ耕一後援会としては、おかだ耕一議員の考え、活動に賛同いただき、1,000円から1万円くらいの浄財を広くいただくことができました。ありがとうございます。※政治資金規正法により、おかだ耕一後援会は、企業・労働組合等の団体からの寄付は受けられません。

市政に関する様々な疑問、質問、要望、情報等お気軽にお寄せください。

TEL/090-1780-4498 (こいち)
http://www.ko1.org/
FAX/88-9194 E-mail:okada@ko1.org

100%古紙再生紙を使用しています。♻️